

事務連絡  
令和2年1月21日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省 環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る  
改正後の関係法令等の運用について

ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げる。

環境大臣の無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大については、令和元年12月20日に関係法令を改正するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更し、その旨同日付「無害化処理認定施設等の処理対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について（通知）」（環循規発第1912201号・環循施発第1912201号）により通知したところである。

改正後の関係法令等の運用について、別紙のとおり留意事項及び補足事項を取りまとめたので参考の上、引き続き、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の期限内の適正な処理の推進について、特段の御尽力、御協力を頂くようお願いする。